

議事要旨(4) IASBディスカッション・ペーパー「動的リスクの会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」へのコメント対応

冒頭、小野委員長（専門委員長）より、IASBディスカッション・ペーパー「動的リスクの会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「本DP」という。）へのコメント対応について、今回はコメントの方向性に関する審議を行う旨の説明を行った後、板橋ディレクターより[審議事項(4)]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言及び質問があった。
  - ・ ポートフォリオ再評価アプローチ（PRA）は IFRS 第 9 号の規定と合致していない点も多くあると考えられるため、IFRS 第 9 号において既に強制適用日が定められているということは問題ないのかという旨のコメントを検討すべきである。
  - ・ そもそも ASBJ の立ち位置は、PRA に対してポジティブなのか、ネガティブなのか。PRA に対する基本的な立ち位置を定めておく必要があると考える。  
これに対して、事務局より、以下の説明があった。
  - ✓ PRA に対する方向性はネガティブである。PRA はオープン・ポートフォリオに対する会計アプローチの一つとして検討する価値があるが、PRA には多くの問題があり、最終的な結論とならない可能性がある。
- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ オープン・ポートフォリオに対するヘッジに取り組むという方向性に賛成である。しかし、提案されている PRA は使い勝手は悪く、日本の銀行実務にも則さず、かつ非有効部分が純損益で認識される点が難点となっている。
  - ・ 現時点でオープン・ポートフォリオに対する取組みの道を閉ざすのではなく、議論を続けるべきだと考える。動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲は、動的リスク管理の定義がはっきりしない難点があり、リスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲で議論を進めることが考えられる。PRA 以外のアプローチの検討は、専門委員会などで具体案の議論を深めてほしい。
- ある委員より、次の発言及び質問があった。
  - ・ 審議事項(4)第 15 項で PRA を任意適用する場合の問題点について述べているが、強制適用の可能性を排除して議論しているのはなぜか。  
これに対して、事務局より、以下の説明があった。

- ✓ 本プロジェクトが現行ヘッジ会計の問題の解決を出発点としていることを踏まえ、現行のヘッジ会計と同様に、ある一定の要件を満たした場合に任意に適用するという考え方をしているためである。
  
- ある委員より、次の発言及び質問があった。
  - ・ PRA を適用した場合は毎期再評価されるため、IFRS 第 9 号にあるビジネスモデルと別のビジネスモデルを設けることが考えられるが、本 DP ではその考え方を採用しなかった理由が説得的に説明されていない。議論すべきことは、銀行のリスク管理の表現の仕方であり、PRA の検討は、IFRS 第 9 号との整合性をとりながら行うべきと考える。これに対して、事務局より、以下の説明があった。
  - ✓ ご指摘の通り PRA の適用による再評価は、IFRS 第 9 号の認識・測定の結果を変えてしまうことになる。しかし、まずは PRA の完全否定ではなく、議論/検討を続けていきたい。
  
- ある委員より、次の発言及び質問があった。
  - ・ PRA に対してネガティブであるならば、何らかの方向性を示す対案を示すことが望ましい。そもそも IASB で、長期間オープン・ポートフォリオに対するヘッジ会計のアプローチの審議が続くことは、現行の枠組みの拡大や解釈変更だけでは対応しきれないことの状況証拠と考えられる。IFRS 第 9 号で規定する分類・測定の原理原則に立ち戻る提言を行うことを検討したらどうか。これに対して、事務局より、以下の説明があった。
  - ✓ IFRS 第 9 号は、ASBJ も貢献した議論を経て、最終化された基準である。その基準を早々に覆すことは難しい。

以 上